

平成 29 年度

岩手医科大学大学院薬学研究科  
4 年制博士課程（医療薬学専攻）  
2 年制修士課程（薬科学専攻）

学生募集要項

一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜

目次

《4年制・博士課程》

大学院薬学研究科4年制博士課程（医療薬学専攻）学生募集要項 . . . . .

大学院薬学研究科4年制博士課程（医療薬学専攻）概要 . . . . .

出願書類等

《2年制・修士課程》

大学院薬学研究科2年制修士課程（薬科学専攻）学生募集要項 . . . . .

大学院薬学研究科2年制修士課程（薬科学専攻）概要 . . . . .

出願書類等

《共通》

受験許可書（参考例）

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱い規則

岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程

大学院薬学研究科  
4年制博士課程（医療薬学専攻）



コース	専攻分野	担当責任者 (所属講座)	主な研究内容
医療薬学 コース	分子病態 解析学 分野	名取 泰博 教授 (衛生化学講座)	慢性腎疾患の病態解明や、新規診断法及び治療法の開発を目指し、動物モデルの試料や培養細胞などを用いて、病理組織学的、細胞生物学的、生化学的な方法により研究を行う。
		駒野 宏人 教授 (神経科学講座)	アルツハイマー病の発症機構や病態に関する分子レベルでの解析を行い、治療法・予防法開発につながる新発見を見出していく。
		那谷 耕司 教授 (臨床医化学講座)	ヘパラン硫酸とインスリン産生β細胞の機能、増殖との関連を解析することで、未だ不明な点が多い糖尿病の病態解明を目指す。この研究で得られた糖尿病の病態に関する新たな知見を基に、新たな糖尿病の治療法の開発を試みる。
		奈良場 博昭 准教授 (細胞病態生物学講座)	炎症性疾患に関わる基礎病態を培養細胞などを用いて分子生物学的手法により解明する。また、実験動物を用いた炎症性病態モデルにおいて薬理学的手法を応用した検討も行う。
	分子薬効 解析学 分野	弘瀬 雅教 教授 (分子細胞薬理学講座)	循環器疾患の成因や病態については不明な点が多い事を踏まえて、新たな治療法を開発するためのトランスレーショナルリサーチ（基礎研究成果の臨床応用）を習得する。特に、心房細動を中心とした心臓不整脈発生メカニズム解明のためのトランスレーショナルリサーチを実践し、世界的に通用する研究者となり、世界的に認められた学会にも出席して発表をおこない、議論できるだけの知識と科学的発想、また語学力を身につけ、専門分野の国際誌に論文の公表をおこなう。
		三部 篤 教授 (薬剤治療学講座)	薬物、環境因子や嗜好品が発生段階および組織形成に影響を及ぼすことはよく知られている。しかし、これらの物質がどの段階で、どの細胞に影響を及ぼし、形態形成に影響しているかは殆ど明らかにされていない。各組織における特異的細胞の分化に対する薬物およびその他の因子の効果を様々な実験で検討し、標的細胞および作用時期およびその分子生物学的メカニズムを明らかにする。
	薬物療法 解析学 分野	佐塚 泰之 教授 (創剤学講座)	薬物送達学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
		小澤 正吾 教授 (薬物代謝動態学講座)	医薬品薬効動態学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
		工藤 賢三 教授 (臨床薬剤学講座)	がん薬物療法学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
		杉山 晶規 准教授 (衛生化学講座)	分子腫瘍学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
		幅野 渉 准教授 (薬物代謝動態学講座)	ゲノム情報薬学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
		松浦 誠 講師 (創剤学講座)	臨床分子薬品学に関する研究課題のうち、医薬品相互作用に関するテーマを設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。

コース	専攻分野	担当責任者 (所属講座)	主な研究内容
生命薬学コース	創薬基盤薬学分野	野中 孝昌 教授 (構造生物薬学講座)	薬物標的蛋白質または生命活動維持に重要な役割を持つ蛋白質の、培養、精製、結晶化、X線結晶構造解析、ドッキングシミュレーションを行い、蛋白質の構造と機能の相関を明らかにする課題の論文指導を行う。
		藤井 勲 教授 (天然物化学講座)	創薬の基盤となる生物合成の方法論の確立を目的とした研究課題の遂行とその成果に基づく論文指導を行う。
		藤井 勲 教授 (天然物化学講座) 河野 富一 教授 (有機合成化学講座)	創薬有機化学特論で学んだ内容を基盤として、ドラッグアブルな化合物の設計、合成および活性評価を通じて生体分子や他の薬物との相互作用の挙動を明らかにすることを目的とした研究課題を実施する。研究課題については、学生と相談のうえで決定する。
		林 宏明 准教授 (天然物化学講座)	生薬の基原植物の多様性に関する研究、植物組織培養による有効成分の生産に関する研究、遺伝子組換え植物を用いた二次代謝の代謝工学などについての課題の論文指導を行なう。
		西谷 直之 講師 (微生物薬品創薬学講座)	悪性新生物に対する分子標的薬を志向した創薬研究のを行う。化合物評価系の構築と微生物由来物質などの化合物スクリーニング、作用メカニズムの解明に関連した実験を行う。得られた化合物を用いた細胞生物学的解析から、新たな創薬標的の探索も視野に入れる。これら最先端の創薬研究を体験し、創薬に関連する基礎知識、発表技能、コミュニケーション技術、態度を学ぶ。
	生命機能科学分野	大橋 綾子 教授 (生体防御学講座)	老化、生体防御、環境ストレス応答、薬物耐性などを研究題材として、これらに関わる遺伝子群の個体レベルの機能を解明する。得られた研究成果をもとに、予防薬学への新たな視点や、新たな創薬標的などを議論する。各自が個別の研究テーマを設定した上で、研究計画の策定、実施、実験結果の解釈、とりまとめなどを通じて、学位に相当する研究遂行能力を身につける。
		中西 真弓 教授 (機能生化学講座)	時空間的分解能の高い一分子観察系を用いて、ATP合成酵素がエネルギー通貨であるATPを産生するメカニズムを解明する。また、同様の手法等を用いて、細胞やオルガネラにより少しずつ構造が異なるプロトンポンプV-ATPaseのプロトン輸送機構や調節機構の構造による差異を見出し、酸性環境形成機構を明らかにする。さらに、酸性環境が大きな影響を及ぼす破骨作用、インスリン分泌、精子の形成、腎臓での再吸収等の現象において中心的役割を果たすV-ATPaseの構造を明らかにし、特異的な阻害剤を獲得して新薬開発につなげる。
		藤本 康之 准教授 (分子生物薬学講座)	遺伝子組換えや遺伝子導入等を基本的技術として使い、哺乳動物細胞における細胞内タンパク質輸送の仕組みの解明を目的とした研究テーマについて、論文指導を行う。
		大橋 一晶 准教授 (臨床医化学講座)	膵ランゲルハンス島β細胞由来の培養細胞を用い、どのような糖鎖の構造・修飾、および糖鎖結合タンパク質がインスリン分泌や細胞増殖に影響を及ぼすのかを解析する。また、その際に関与する糖鎖修飾酵素や用いられる細胞情報伝達経路などについても検討する。この他に新たな医薬品資源開拓の一助とするため、薬用資源植物に関して分類学的手法や分子系統解析を用いて近縁種との類縁関係・進化系統関係を解明する。
		白石 博久 講師 (生体防御学講座)	染色体遺伝子を破壊する事なく目的とする遺伝子機能を抑制できるRNAiの発見とその分子生物学的応用の発展に伴い、疾患関連遺伝子の機能解析や、その網羅的なスクリーニングが極めて簡便になった。本実験では、細胞内異物分解区画であるリソソーム関連オルガネラの形成、維持に関わる遺伝子群の探索をRNAiライブラリーを用いて実施し、遺伝子を標的とした創薬基礎研究の流れを体得する。

受験番号	(前期・後期) (一般選抜・社会人選抜・外国人選抜) (↑それぞれ、該当するものに○)		
<b>平成 29 年度 岩手医科大学大学院薬学研究科</b> <b>≪ 4 年制博士課程 (医療薬学専攻) ≫ 入学志願書</b>			
岩手医科大学長 殿		平成 年 月 日	印
		ふりがな 氏名	印
貴学大学院薬学研究科 4 年制博士課程に入学いたしたく、所定の書類を添えて出願します。			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女
志望コース (↓どちらかに○)	志望分野 (↓対応する分野一つに○)		写真添付 (3cm×3cm)
医療薬学 コース	分子病態解析学分野・分子薬効解析学分野・薬物療法解析学分野 (希望する研究指導教員名: )		
生命薬学 コース	創薬基盤薬学分野・生命機能科学分野 (希望する研究指導教員名: )		
入学資格	(出身大学・大学院・学部・専攻等) 昭和 年 月 日 卒業 平成 年 月 日 卒業見込		
現住所	〒 - TEL ( ) - ( ) - ( ) 携帯 ( ) - ( ) - ( )		
試験・入学 に関する 連絡先	〒 - TEL ( ) - ( ) - ( ) 携帯 ( ) - ( ) - ( )		
保証人	ふりがな 氏名		
	現住所	〒 - TEL ( ) - ( ) - ( ) 携帯 ( ) - ( ) - ( )	
	職業		



氏名				
<b>履 歴 書</b>				
区分	年	月	日	記載事項
学歴				高等学校卒業
職歴 (研究歴含)				
資格				
賞罰				
<b>健康状況申出書</b>				
主な 既往歴				
主な 現在症				

※ 欄が不足する場合は、本様式に準じ別紙 (A4 版) に作成してください。



**志 望 理 由 書**  
**《 4 年制博士課程（医療薬学専攻） 》**

氏名		志望コース	
		志望分野	
(本大学院薬学研究科の志望理由、及びコース・分野の志望理由を具体的に記載してください)			

岩手医科大学大学院薬学研究科

※パソコン等を使用して作成する場合は、本紙に直接または、本様式に準じ別紙（A4 版）に作成してください。



平成 29 年度 岩手医科大学大学院薬学研究科 受験票

≪ 4 年制博士課程（医療薬学専攻） ≫

受験番号	※		
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )
志望コース	志望分野		
医療薬学コース	分子病態解析学 ・ 分子薬効解析学 ・ 薬物療法解析学 (希望する研究指導教員名 : )		
生命薬学コース	創薬基盤薬学 ・ 生命機能科学 (希望する研究指導教員名 : )		
1. 「※受験番号」欄以外は出願者にて楷書で記入すること。 2. コースを一つ選んで○を付し、対応する分野を一つ選んで○を付すこと。 3. 試験開始 20 分前には試験場に到着すること。 4. 答案用紙には受験番号と氏名を明記すること。 5. 受験票は必ず机の上に置くこと。			

入 学 検 定 料 領 収 済  
 矢巾キャンパス教務課長

----- (キリトリ) -----



大学院薬学研究科  
2年制修士課程（薬科学専攻）



## 平成 29 年度 大学院薬学研究科 2 年制修士課程（薬科学専攻）

### 学生募集要項

#### （一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜）

#### 1. 募集人員：3名

前・後期を合わせた募集人員で、一般・社会人特別・外国人留学生特別選抜を含む。

#### 2. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者（平成 28 年 3 月卒業見込者を含む）
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 68 条の 2 第 3 項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (6) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、本学の大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (7) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
- (8) その他、本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

※ 社会人特別選抜への出願は、上記各号のいずれかに該当し、病院・薬局・企業等に在職中、あるいは在職予定のある者に限ります。

#### 3. 出願期間（各選抜試験共通）

##### 【前期】

平成 28 年 8 月 22 日（月）～平成 28 年 9 月 2 日（金） ※消印有効

##### 【後期】

平成 29 年 2 月 6 日（月）～平成 29 年 2 月 17 日（金） ※消印有効

#### 4. 出願手続

- (1) 入学志願書（貼り付ける写真は出願 3 ヶ月以内に撮影したもの。無帽、上半身、正面、縦 3 cm×横 3 cm で裏面に氏名記入のこと）
- (2) 履歴書・健康状況申出書
- (3) 志望理由書
- (4) 受験票

- (5) 卒業（見込）証明書、成績証明書（いずれも本学卒業（見込）者は不要）
- (6) 入学検定料 40,000 円（郵便普通為替とし、受取人指定欄は記入しないこと）
- (7) 受験許可書（社会人特別選抜で出願する者のみ）。様式任意（参考例は別ページ）
- (8) 長期履修申請書（希望者のみ）
- (9) 受験票返送用封筒（定形封筒に宛先を明記し、所定の切手（郵便料＋簡易書留料）を貼り付け）

以上（１）～（９）を簡易書留により郵送してください（封筒に「大学院薬学研究科出願書類 在中」と朱書きしてください）。また、持参も可能です。持参する場合は、その場で確認・受理し受験票を発行しますので、（９）は不要です。

## 5. 試験期日及び試験場（各選抜試験共通）

### 【前期】

試験日 平成 28 年 10 月 1 日（土） 9 : 00 ～  
 試験場 本学矢巾キャンパス

### 【後期】

試験日 平成 29 年 3 月 4 日（土） 9 : 00 ～  
 試験場 本学矢巾キャンパス

## 6. 試験科目・試験時間（各選抜試験共通）

### 【前期・後期】

試験科目	学科試験〔外国語試験（英語）、専門試験〕、面接試験	
試験時間	外国語試験	9 : 00 ～ 10 : 00 (60 分)
	専門試験	10 : 15 ～ 11 : 15 (60 分)
	面接試験	11 : 30 ～ 12 : 00 (30 分)

※ 専門試験は、生物学・化学を中心とした基礎的な薬学分野の知識と、理系領域に関する知識を網羅的に扱います。

## 7. 合格発表（各選抜試験共通）

下記により本学矢巾キャンパスに合格者受験番号を掲示するとともに、本学ホームページに掲載します。合格者本人には合格通知書及び入学手続書類を郵送します。

### 【前期】

合格発表 平成 28 年 10 月 6 日（木） 10 : 00 頃

### 【後期】

合格発表 平成 29 年 3 月 9 日（木） 10 : 00 頃

## 8. 入学手続（各選抜試験共通）

合格者は下記手続期間内に学納金を納入し、入学手続書類を提出してください。期間内に手続きが完了されない場合は入学の意思がないものと見なします。

### 【前期】

手続期間 平成 28 年 10 月 11 日（火）～平成 28 年 10 月 21 日（金）

### 【後期】

手続期間 平成 29 年 3 月 13 日（月）～平成 29 年 3 月 24 日（金）

## 9. その他

- (1) 受理した出願書類及び入学検定料は、いかなる事由があっても返還いたしません。
- (2) 出願に際し提出された個人情報については、機密保持の原則に従って厳格に取り扱い、合否の判定に係ること、合格通知の発送、入学後の学籍情報以外の目的には使用しません。
- (3) 入学試験に合格し、入学手続完了後（学納金納入後）止むを得ない事由により入学を辞退する場合は、入学金を除く納入金を返還しますので、平成 29 年 3 月 31 日（金）12 時まで「入学辞退届」と「学納金等返還願」を提出してください。

## 10. 外国人留学生特別選抜試験

外国人留学生特別選抜試験については、別に定める「岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程」により実施します。

出願にあたっては、事前に問い合わせてください。

## 11. 請求・郵送・お問い合わせ先

〒028-3694 岩手県紫波郡矢巾町西徳田 2-1-1

岩手医科大学矢巾キャンパス

矢巾キャンパス教務課（薬学部担当）

TEL019-651-5110 内線 5517～5522

月～金曜日 8：30～17：00

第 1・4 土曜日 8：30～12：30

休業日：日・祝祭日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、毎月第 2・3・5 土曜日

## 大学院薬学研究科薬科学専攻（2年制修士課程）概要

### 1. 目的及び使命

薬学研究科の修士課程にあつては、国際的な視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養うことを目的とし、医療研究に貢献する生命薬学の知識を有した人材及び研究的視点を持った薬剤師を育成する。

### 2. 教育目標

- ・薬学関連業界の幅広い領域で活躍できる人材の育成
- ・最新の知識を身につけた薬剤師の育成

### 3. 修業年限

2年（標準修業年限）

### 4. 履修の方法

学生は、所定の期間内に研究指導教員の指示により合計30単位以上取得し、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。単位取得の認定は、試験、レポートあるいは研究報告等、適切な方法により行う。

### 5. 研究指導

入学者には、各1名の研究指導教員を定め、より緻密な教育・研究指導を行う。

### 6. 昼夜開講（大学院設置基準第14条による教育方法の特例）による履修及び研究

- (1) 近年、大学院における社会人の再教育への要望が高まっており、社会人が最新の薬学知識・技術を学び、高度な薬学研究能力を身につけることを可能にするため、昼夜開講制を採用している。
- (2) 昼夜開講制とは、夜間（18：00～21：10）や特定の時間（時期）に授業・研究指導の時間を設け、社会人が大学院の授業、研究指導をより受け入れ易くするための制度である。
- (3) カリキュラムは、夜間、土・日及び社会人の多くが休暇等をまとめてとり易い夏期・冬期休暇期間等に設定し、単位を修得しやすいように配慮している（授業科目の履修は研究指導教員と十分話し合い、その指示を受けること）。
- (4) ことわりの無い限り、土曜日の授業は第1及び第4土曜日に開講している。
- (5) 集中講義を希望する場合、夏期は6月末、冬期は11月末までに研究指導教員まで連絡すること。
- (6) カリキュラムについて不明な点は、研究指導教員または矢巾キャンパス教務課まで連絡すること。

時 限	授業時間	備 考
1	8 : 50 ~ 10 : 20	通常の授業時間帯
2	10 : 30 ~ 12 : 00	
3	13 : 00 ~ 14 : 30	
4	14 : 40 ~ 16 : 10	
5	18 : 00 ~ 19 : 30	特例による授業時間帯
6	19 : 40 ~ 21 : 10	

**【大学院設置基準第 14 条】**

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

7. 学位授与

本研究科に 2 年以上在学し、所定の科目を履修して研究科の定める単位を取得し、論文審査及び学位論文を中心とした最終試験に合格した者に対して修士（薬科学）の学位を授与する。

8. 学納金

学納金は次のとおり

- (1) 授業料            375,000 円（年額）
- (2) 施設整備費      300,000 円（入学時のみ）ただし、本学出身者からは徴収しない。

9. 奨学金制度

日本学生支援機構大学院奨学金及び岩手医科大学大学院奨学金の制度がある。

（平成 28 年度予定）

大学院薬学研究科2年制修士課程（薬科学専攻） 研究指導教員一覧表

担当責任者 (所属講座)	主な研究内容
野中 孝昌 教授 (構造生物薬学講座)	口腔細菌由来硫化水素産生酵素、あるいは蛋白質またはペプチドをジペプチド単位で切断するジペプチジルアミノペプチダーゼファミリーに属する新規セリンプロテアーゼのX線結晶構造解析を行い、触媒機構を原子レベルで明らかにする課題の論文指導を行う。
藤井 勲 教授 (天然物化学講座)	天然有機化合物の生物合成と創薬への展開などを旨とした研究テーマを設定し、研究計画の策定、実施、実験結果の解釈、とりまとめなど、基礎研究能力の習得を目指す。
名取 泰博 教授 (衛生化学講座)	慢性腎疾患の病態解明や、新規診断法及び治療法の開発を目指し、動物モデルの試料や培養細胞などを用いて、病理組織学的、細胞生物学的、生化学的な方法により研究を行う。
大橋 綾子 教授 (生体防御学講座)	老化、生体防御、環境ストレス応答、薬物耐性などを研究題材として、これらに関わる遺伝子群のスクリーニング並びに得られた候補遺伝子の機能解明を行う。各自が個別の研究テーマを設定した上で、研究計画の策定、実施、実験結果の解釈、とりまとめなどを通じて、基本的な研究遂行能力を修得する。
弘瀬 雅教 教授 (分子細胞薬理学講座)	心臓不整脈発生メカニズム解明のための基礎研究を行うことにより、循環器疾患の成因や病態について学び、新たな治療法を開発するためのトランスレーショナルリサーチの基礎を身につける。
佐塚 泰之 教授 (創剤学講座)	新規医薬品の開発や既存医薬品の臨床的価値の増大のため、創剤科学において学習した知識を活用し研究を行うとともに、その技術を身につける。
小澤 正吾 教授 (薬物代謝動態学講座)	薬物動態学の分野の知見は、医薬品の有効性と安全性の確保に必要な不可欠である。特に薬物動態の個人差に関して、未だに未解明の機構がある。本科目では、医薬品の有効性と安全性の個人差に関わる遺伝子配列に基づく個人差、遺伝子配列に規定されることなく現れる個人差についてその機構を明らかにする実験的研究を行う。医療薬学分野における医薬品の有効性と安全性の確保に役立つ基礎的実験手法を体得する。
駒野 宏人 教授 (神経科学講座)	アルツハイマー病発症機構の解析やその治療薬開発を目指した基礎的な研究テーマを設定し、研究計画、研究方法、結果の解釈、考察の仕方を学び、基礎研究能力の習得をする。
那谷 耕司 教授 (臨床医化学講座)	未だ不明な点が多い糖尿病の病態の解明について研究を行う。具体的にはヘパラン硫酸とインスリン産生β細胞の機能、増殖との関連を解析する。この研究を通して、医療系分野における研究者として必要な基本的な実験手技を身につけるとともに、実験結果の解析やまとめ、プレゼンテーションについての能力の習得を目指す。
河野 富一 教授 (有機合成化学講座)	当講座で推進している医薬品製造に関連した研究を通じて、医薬品製造に関わる高度で専門的な有機合成の戦略を実践的に学び、合成技術を身につけ、得られた研究結果を研究論文としてまとめる。具体的な研究題目に関しては、配属された学生と相談して決定する。
中西 真弓 教授 (機能生化学講座)	酵素一分子の動きを観察する手法を用いて、ATP合成酵素や液胞型プロトンポンプATPaseの作動機構を、特に熱力学的な視点から解明する。この研究を通して、酵素による化学反応の触媒と構造変化の関係を、サブ分子レベルで理解する。
奈良場 博昭 准教授 (細胞病態生物学講座)	プロスタグランジン産生酵素群（ホスホリパーゼA2、シクロオキシゲナーゼ、PGEシターゼ）などが、細胞外分泌小胞に存在していることが明らかになりつつある。それらの検出手法や単離方法などに関して、各自が個別のテーマを設定し、研究計画の策定を行い、実施準備及び実験を遂行する。実験結果の解析やまとめ及びプレゼンテーションの練習や報告書の作成をとおして一連の研究過程を学習する。
西谷 直之 講師 (微生物薬品創薬学講座)	悪性新生物に対する分子標的薬を志向した創薬研究を行う。化合物評価系の構築と微生物由来物質などの化合物スクリーニング、作用メカニズムの解明に関連した実験を行う。得られた化合物を用いた細胞生物学的解析から、新たな創薬標的の探索も視野に入れる。これら最先端の創薬研究を体験し、創薬に関連する基礎知識、発表技能、コミュニケーション技術、態度を学ぶ。

受験番号	( 前期 ・ 後期 ) ( 一般選抜 ・ 社会人選抜 ・ 外国人選抜 ) ( ↑それぞれ、該当するものに○ )		
<b>平成 29 年度 岩手医科大学大学院薬学研究科</b> <b>《 2 年制修士課程 ( 薬科学専攻 ) 》 入学志願書</b> 平成      年      月      日 岩手医科大学長 殿 <div style="text-align: center;"> <small>ふりがな</small>            氏名         </div> <div style="text-align: right;">印</div> <p>貴学大学院薬学研究科 2 年制修士課程に入学いたしたく、所定の書類を添えて出願します。</p>			
			写真添付 ( 3cm×3cm )
生年月日	昭和・平成	年 月 日	性別      男 ・ 女
入学資格	( 出身大学 ・ 学部等 ) <div style="text-align: right;">           昭和            平成         </div> 年 月 日      卒 業 卒業見込		
現住所	〒      — <div style="text-align: right;">           TEL (      ) — (      ) — (      )            携帯 (      ) — (      ) — (      )         </div>		
試験・入学に関する連絡先	〒      — <div style="text-align: right;">           TEL (      ) — (      ) — (      )            携帯 (      ) — (      ) — (      )         </div>		
保証人	<small>ふりがな</small> 氏名		
	現住所	〒      — <div style="text-align: right;">           TEL (      ) — (      ) — (      )            携帯 (      ) — (      ) — (      )         </div>	
	職業		



氏 名				
<b>履 歴 書</b>				
区 分	年	月	日	記 載 事 項
学 歴				高等学校卒業
職 歴 (研究歴含)				
資 格				
賞 罰				
<b>健康状況申出書</b>				
主 な 既往歴				
主 な 現在症				

※ 欄が不足する場合は、本様式に準じ別紙 (A4 版) に作成してください。



**志望理由書**  
**《2年制修士課程（薬科学専攻）》**

氏名	
（本大学院薬学研究科の志望理由を具体的に記載してください）	

岩手医科大学大学院薬学研究科

※パソコン等を使用して作成する場合は、本紙に直接または、本様式に準じ別紙（A4版）に作成してください。



平成 29 年度 岩手医科大学大学院薬学研究科 受験票

《 2 年制修士課程（薬科学専攻） 》

受験番号	※		
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）
1. 「※受験番号」欄以外は出願者にて楷書で記入すること。 2. 試験開始 20 分前には試験場に到着すること。 3. 答案用紙には受験番号と氏名を明記すること。 4. 受験票は必ず机上に置くこと。			

入学検定料領収済  
 矢巾キャンパス教務課長

----- (キリトリ) -----



共 通



(参考例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岩手医科大学長 殿

会社名

役職

氏名

印

## 受験許可書

下記の在職者（在職予定者）が、平成〇〇年度岩手医科大学大学院薬学研究科〇〇課程（〇〇専攻）の社会人特別選抜を受験すること、ならびに合格した場合は在職のまま入学することを許可します。

### 記

所属：

職名：

氏名：

・受験ならびに入学に係る意見等（任意記載）

以上



## 岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱い規則

制定 平成17年3月14日

第1条 学生が、本学大学院学則（以下、「学則」という）第6条第4項の規定により、標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な履修（以下、「長期履修」という）を願い出た場合の取り扱いをここに定める。

### （資格）

第2条 長期履修が認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）病院、官公庁、企業等に在職している者または自ら事業を行っている者等職業に就いている者、および勤務予定の者
- （2）修学に重大な影響があると本研究科が認める事情を有する者

2 前項第2号は、論文掲載証明の取得の遅れ等研究スケジュールの遅れを事由にする場合を除く。

### （手続）

第3条 入学を志願する者で長期履修を希望する者は、原則として入学願書提出時に長期履修を申請しなければならない。

- 2 在学する者（最終年次に在学する者を除く。）で長期履修を希望する者は、長期履修の開始を希望する年度の前年度の12月までに長期履修を申請しなければならない。
- 3 長期履修の申請にあたっては、主科目の責任者を経て次の書類を提出しなければならない。
  - （1）長期履修申請書
  - （2）長期履修が必要であることを証明する書類

### （許可）

第4条 長期履修の許可は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

### （長期履修期間）

第5条 長期履修の期間は年度を単位として認める。

### （期間の変更）

第6条 学長が必要を認めた場合は、許可された長期履修期間の短縮または延長を1回に限り認めることができる。

- 2 前項の規定により期間を短縮する場合、標準修業年限に1年を加えた期間を下回ることはできない。

第7条 長期履修の許可を得た者は、学則第6条第3項に定める早期修了の適用を受けない。

第8条 第6条第1項の規定により長期履修期間を短縮しようとする者は、長期履修期間の終了する日の2年前（2年以上の期間を短縮しようとする場合は短縮しようとする期間に1年を加えた年数前）までに、主科目の責任者を経て次の書類を提出しなければならない。

- （1）長期履修申請書
- （2）短縮した期間での履修が可能であることを証明する書類

- 2 第6条第1項の規定により長期履修期間を延長しようとする者は、長期履修期間の終了する年度の前年度の12月までに主科目の責任者を経て、次の書類を提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書

(2) 期間の延長が必要であることを証明する書類

(授業料)

- 第9条 入学志願時に長期履修を申請し認められた学生に係る授業料の年額は、学則第32条の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額（以下、「標準授業料総額」という）を許可された在学年数で除した額とする。
- 2 入学志願時に認められた長期履修期間の短縮を第6条第1項の規定により許可された者は、短縮後の修業年数で前項により計算した授業料の年額に当該学生が在学した期間を乗じた額から当該学生が実際に納付した額を控除した授業料を直ちに納付しなければならない。
- 3 入学志願時に認められた長期履修期間の延長を第6条第1項の規定により許可された者の授業料の年額は、標準授業料総額から当該学生が実際に納付した額を控除して当初の授業料の残額を算出し、学則第32条で定める授業料に延長した年数を乗じた額をこれに加えて延長許可後の授業料の残額とし、これを残った履修年数で除した額とする。
- 4 在学している学生が長期履修を申請し認められた場合の授業料の年額は、学則第32条の規定にかかわらず、標準授業料総額から学生が既に納付した額を控除した額を残った履修年数で除した額とする。
- 5 在学中に認められた長期履修期間の短縮を第6条第1項の規定により許可された者の授業料の年額は、前項により計算する。
- 6 在学中に認められた長期履修期間の延長を第6条第1項の規定によりを許可された者の授業料の年額は、第3項により計算する。
- 7 第1項から前項までにおいて算出する授業料の年額は千円未満の額を初年度に調整して各年度の額には千円未満の端数が生じないようにする。
- 第10条 長期履修学生が休学した場合、休学期間の授業料は学則第32条で定める授業料の半額とする。

(雑則)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、長期履修制度の実施に関し必要な事項は、各研究科委員会が定める。
- 第12条 この規則の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附則

- 1.この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 2.この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

## 長期履修申請書

岩手医科大学長 殿

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱い規則第5条の規定に基づき、下記により長期にわたる履修を行いたいのので、関係書類を添えて申請します。

課程 修士課程 ・ 博士課程 ( で囲む )

氏名 ( 自署 )

生 年 月 日 昭和 年 月 日

### 記

入学 ( 予定 ) 年月日	平成 年 月 日 入 学 入学予定
希望長期履修期	平成 年 4 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 31 日 ( 新規 ・ 短縮 ・ 延長 ) ( で囲む )
長期履修を必要とする理由	
主科目責任者の意見	署名 :

長期履修申請にあたり必要とする提出書類について

**岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱い規則第5条および第6条に規定する長期履修を申請する場合の必要書類は次のとおりとする。**

- 1、就業を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 勤務先からの就業（予定）証明書
    - ・ 就労時間、就業場所が記載されていること。
    - ・ アルバイト等にあつては雇用予定期間が記載されていること。
- 2、育児を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類
- 3、介護を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) 介護認定書、あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書
  - (2) 住民票等、被介護者との関係がわかる書類
- 4、その他修学に重大な影響を与える事情を理由として、新規に申請あるいは期間を延長する場合に必要な書類
  - (1) その事由を明らかにすることのできる公的機関、病院等の証明書
- 5、就業を理由として長期履修を許可された者が、期間を短縮する場合に必要な書類
  - (1) 次のいずれかの書類
    - ・ 退職したことを証明する書類
    - ・ 就労を免除されたことを証明する書類
    - ・ 就労時間あるいは就業場所が変わったことを証明する書類
- 6、育児あるいは介護を理由として長期履修を許可された者が、期間を短縮する場合には申請書以外の書類は特に必要としない。

# 岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程

平成 25 年 11 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手医科大学大学院薬学研究科（以下「本学」という。）における外国人留学生（以下、「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 に規定する在留資格中「留学」に該当する者であつて、本学から入学を許可された者をいう。

(留学生の区分)

第 3 条 留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般（私費）外国人大学院学生（以下「一般留学生」という。）
- (2) 国費外国人大学院学生（以下「国費留学生」という。）
- (3) 外国人研究学生（大学院入学を目的として特定の授業の履修を認められた外国人をいう。以下「研究学生」という。）

(留学生の入学資格)

第 4 条 留学生の入学資格は、岩手医科大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 20 条に定めるところによる。

(入学定員)

第 5 条 一般留学生及び国費留学生の定員は、学則第 5 条に規定する収容定員内の若干名とする。

2 研究学生の定員は、若干名とする。

(修業年限)

第 6 条 一般留学生及び国費留学生の修業年限は、学則第 6 条に定めるところによる。

(入学の時期)

第 7 条 一般留学生及び国費留学生の入学時期は、学則第 19 条に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと薬学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）が認めるときは、入学時期を 10 月とすることができる。

3 研究学生は、年度の途中においても入学することができる。

(入学に関する手続き)

第 8 条 留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類（別表に示す様式とする。）に所定の入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学志願書
- (2) 履歴書、志望理由書、受験票
- (3) パスポート及び外国人登録済証明書
- (4) 最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (5) 留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類
- (6) 推薦書
- (7) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選考)

第 9 条 一般留学生入学志願者に対して、外国人留学生特別選抜試験（以下「選抜試験」という。）を行う。選抜試験は、学力検査及び書類審査とし、研究科委員会の議を経て可否を決定する。

2 国費留学生入学志願者については、選抜試験によることなく、文部科学大臣からの協議書類を審査し、研

究科委員会の議を経て合否を決定する。

- 3 研究学生入学志願者については、書類審査による選考を行い、研究科委員会の議を経て合否を決定する。  
(入学手続及び入学許可)

第 10 条 前条の規定により合格とされた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及び施設整備費を納付しなければならない。

- 2 前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。  
(修了)

第 11 条 一般留学生及び国費留学生が所定の期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文審査・最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て課程修了を認定する。

- 2 一般留学生及び国費留学生の修了の時期は、3月又は9月とする。
- 3 一般留学生及び国費留学生が、学則第6条第3項の規定により早期課程修了を申請した場合は、研究科委員会の議を経て修了を認定することができる。  
(入学検定料等)

第 12 条 一般留学生及び国費留学生に係る入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の額は、学則第32条第1項に定めるところによる。ただし、国費留学生には入学検定料の規定は適用しない。

- 2 研究学生の入学検定料には、学則第32条第1項の規定を準用し、授業料の額は、岩手医科大学研究生及び研修生規程第10条第1項第2号に定めるところによる。研究学生の入学金は徴収しない。  
(授業料の免除)

第 13 条 本学と諸外国の大学との間において締結される大学間交流協定又はこれに準ずるものに基づき受け入れる留学生については、前条の規定にかかわらず入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の全部又は一部は徴収しない。

(規程の適用関係)

第 14 条 この規程に定めのない事項は、学則その他関係諸規程に定めるところによる。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、矢巾キャンパス教務課が行なう。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

一般留学生及び国費留学生

号	提出書類	一般留学生	国費留学生
1	入学志願書 注1	○	○
2	履歴書、志望理由書、受験票 注1	○	
3	パスポート及び外国人登録済証明書 注3	○	○
4	最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書 注4	○	
5	留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類 注4	○	
6	推薦書 注4	○	
7	その他本学が必要と認める書類 注4	○	○

研究学生

号	提出書類	研究学生
1	入学志願書 注2	○
2	履歴書、志望理由書 注2	○
3	パスポート及び外国人登録済証明書 注3	○
4	最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書 注4	○
5	留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類 注4	○
6	推薦書 注4	○
7	その他本学が必要と認める書類 注4	○

注1：岩手医科大学大学院薬学研究科学生募集要項様式を使用する。（※国費留学生：受験票は提出不要）

注2：様式第1号から様式第3号までを使用する。（※受験票なし）

注3：原本の写し。現に日本国に在住していない者は、渡日後直ちに提出すること。

注4：任意様式とする。



岩手医科大学大学院薬学研究科  
外国人研究学生入学志願書

平成 年 月 日

岩手医科大学学長 殿

ふりがな  
氏名

㊞

貴学の大学院薬学研究科に研究学生として入学したいので、所定の書類を添え出願します。

本籍地 (国籍)		写真貼付 1. 縦3.5cm～4cm 横2.5cm～3cm 2. 本人単身胸上 3. 裏面のり付け
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳)	
現住所	〒 TEL ( )	
最終学歴	西暦 年 月 日 大学 学部 卒業 大学院 研究科 課程 修了	
現職 (勤務先等)	現職： 勤務先住所 〒 TEL ( )	
指導教員	所属 氏名 ㊞	
研究領域 (テーマ)		

- 〔添付書類〕 1. 履歴書（様式第2号・写真貼付）、志望理由書（様式第3号）  
2. パスポート及び外国人登録済証明書の写し  
3. 最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書  
4. 留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類（任意様式）  
5. 推薦書（任意様式）



# 履 歴 書

写真貼付

1. 縦 3.5cm～4cm  
横 2.5cm～3cm
2. 本人単身胸上
3. 裏面のり付け

ふりがな 氏 名		性別
⑩		男 ・ 女
生年月日	西暦 年 月 日生（満 歳）	
ふりがな 本籍地（国籍）		連絡先
		自宅電話 ( )
		携帯電話 ( )
ふりがな 現住所		E-mail

学 歴 （大学学部学科名を記載すること。 高等学校以上）	年	月	日	
免許資格 （免許登録年月日も記載すること。）	年	月	日	

(機関名・研修名称も記載すること。) <b>研 修 等</b>	年	月	日	
<b>職 歴</b>	年	月	日	
<b>賞 罰</b>	年	月	日	

岩手医科大学大学院薬学研究科  
外国人研究学生志望理由書

氏名	Ⓜ	指導教員所属	
		指導教員	

※本学への志望理由、研究領域（テーマ）の志望理由を具体的に記載してください。

※本学への志望理由、研究領域（テーマ）の志望理由を具体的に記載してください。

※パソコン等を使用して作成する場合は、本紙に直接、又は本様式準じ別紙（A4版）に作成してください。



# 岩手医科大学大学院奨学規程

昭和 35 年 5 月 18 日制定  
平成 27 年 4 月 1 日最終改正

(貸与)

第 1 条 学校法人岩手医科大学は、本大学院学生にして、成績優秀、身体健全、品行方正な者に対して奨学金を貸与する。

(金額及び採用数)

第 2 条 奨学金貸与の額は、年額 30 万円とし、これを受ける者の数は、医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科のそれぞれ一つの学年につき若干名とする。

(出願)

第 3 条 奨学金の貸与を受けたい者は、毎学年度の始めに指定する期日までに所定の願書（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

(選考及び決定)

第 4 条 奨学生は、関係する大学院研究科で選考のうえ、運営会議の議を経て理事長が決定する。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。

(貸与の方法)

第 5 条 奨学金は、毎月 1 箇月分ずつを貸与するものとする。

(貸与期間)

第 6 条 奨学金の貸与は、当該年度限りとする。ただし、同一手続きを経て、重ねて貸与することを妨げない。この場合においても、同一学生についての貸与期間は 4 年を限度とする。

(貸与の取消)

第 7 条 理事長は、奨学金の貸与を受ける者がその資格条件を欠くと認めるとき、運営会議の議を経て奨学金の貸与を取消することができる。

(奨学金の返還)

第 8 条 奨学金の貸与を受けた者が、その期間を終了したとき、退学したとき又は前条の規定により貸与を取消されたときは、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

(利子)

第 9 条 奨学金は、無利子とする。

(返還期間)

第 10 条 奨学金の返還期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して 4 年以内とし、貸与を受けた月数に相当する月数をもって返還を終了するものとする。

(返還方法)

第 11 条 奨学金の返還は、毎月行うものとし、その月額は貸与された月額と同額とする。ただし、一時に返還することを妨げない。

(延滞金)

第 12 条 奨学金の返還を滞納した者は、年 5 % に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年2月1日から施行する。
- 2 ただし、現に大学院在学中の学生については、改正規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。